

地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業 Q & A (第2版)

(応募資格)

Q 1 県外出身で、県外の大学に在学していますが、申請可能ですか。

A 1 申請可能です。出身地や大学等の所在地で制限を設けていません。

Q 2 現在、大学4年生で、県内企業から内定をもらっています。まだ、住む場所を決めていませんが、申請可能ですか。

A 2 既に内定をもらっている場合は、申請できません。

Q 3 現在、大学4年生で、大学院に進学する予定ですが、申請できますか。

A 3 申請できません。大学院に進学後、申請してください。

Q 4 出身地の市の奨学金の貸与を受けていますが、申請できますか。

A 4 日本学生支援機構第一種奨学金に準ずる奨学金であれば、申請できます。詳しくは、お問い合わせください。

Q 5 家業を将来継ぐ予定で、仕事を手伝う場合も対象となりますか？

A 5 常勤雇用の実態があり、それを証明する資料を提出いただければ対象となります。

Q 6 他の奨学金返還免除・助成制度との併用は可能ですか。

A 6 他の奨学金返還免除・助成制度と併用しても、両制度による助成金額が在学中に借受予定の奨学金総額の範囲内であれば可能です。

なお、三重県医師修学資金、三重県保健師助産師看護師等修学資金、三重県保育士修学資金の貸与を受けている場合は、条件を満たせば全額免除となることから対象外とします。

Q 7 日本学生支援機構第二種奨学金は対象となりますか。

A 7 対象となりません。

(助成内容)

Q 8 大学院生ですが、「在学中に借受予定の奨学金総額」には学部生時代の奨学金も含まれますか。

A 8 含まれます。

Q 9 認定後に奨学金の借受予定の総額が変わった場合はどうなりますか。

A 9 認定通知書に記載の借受奨学金の総額を基準として算出した額が上限となります。

(指定地域)

Q 10 募集要項の指定地域一覧を見ただけでは、自分が住もうとしている地域が対象となるかわかりませんが、どうしたら良いですか。

A 10 お問い合わせ窓口(三重県戦略企画部戦略企画総務課企画調整班 電話:059-224-2009、F A X 059-224-2069、メール sensomu@pref.mie.jp)までお問い合わせください。

(申請手続)

Q 11 在籍大学等の推薦書は誰の名前で書いてもらう必要がありますか。

A 11 推薦文は、ゼミや研究室の指導教員等、申請者を一番良く知っている方に書いてもらってください。なお、推薦書の記名、押印は、原則、学長・校長等で公印を押印ください。

(審査)

Q 12 審査ではどのような視点で審査するのですか。

A 12 地域貢献意欲や学生生活における姿勢等を審査します。

Q 13 履歴書に「希望する業種及び職種、就業場所」を記載する欄がありますが、これらも審査の対象となるのですか。

A 13 「希望する業種及び職種、就業場所」は、県内就職に向けた情報提供のために尋ねるものであり、審査項目として尋ねるものではありません。

(認定後の手続)

Q 14 支援対象者の認定を受けた後、留年してしまったときはどうなりますか。

A 14 病気、けが等、やむを得ない事情による場合を除き、留年又は退学された場合は、認定を取り消します。

Q 15 途中で指定地域外に転居した場合はどうなりますか。

A 15 原則、認定又は交付決定を取り消します。なお、転勤、その他、やむを得ない事情による3年以内の転居については、指定地域内に居住しているものとみなします。

Q16 途中で離職した場合はどうなりますか。

A16 離職した日から1年以内に就業できないとき又は離職期間の通算が2年を超えたときは認定又は交付決定を取り消します。